

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案  
に対する意見・情報の募集について

令和 3 年 6 月  
農林水産省消費・安全局

この度、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 3 年 3 月 24 日に開催された第 24 回農業資材審議会農薬分科会及び令和 3 年 4 月 21 日に開催された第 25 回農業資材審議会農薬分科会において、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）の農薬使用者への影響に係る試験項目等の一部改正案及びミツバチへの影響に係る対象作物の一部改正案が審議了承されました。

これを踏まえ、今般、局長通知に対して必要な試験項目等の追加等を行うため、局長通知の一部改正を行います。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X番号：03-3580-8592

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年6月3日～令和3年6月23日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案（概要）
- ・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案（新旧対照表）